(三)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第五条の規定による育児休業申出、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の二の規定による出生時育児休業申出及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十一条の規定による介護休業申出に関する事項

イ・ロ　（略）

一の二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第九条の五の規定による出生時育児休業期間中の就業に関する事項

育児休業は船員の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、出生時育児休業期間中の就業については、事業主から船員に対して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、船員の意に反するような取扱いがなされてはならないものであること。

二　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の二の規定による子の看護等休暇及び法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の五の規定による介護休暇に関する事項

(一)・(二)　（略）

(三)　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる業務の性質又は業務の実施体制に照らして、国土交通省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員が行う業務

ロ　船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員が行う業務

(四)　（略）

三　法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第十九条及び第二十条の規定による深夜業の制限に関する事項

(一)～(三)　（略）

三の二　（略）

(一)　育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出等に係る船員の意向を確認するための措置は、船員による育児休業申出等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、育児休業の取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第一項の個別周知及び意向確認の措置の実施とは認められないものであること。

(二)・(三)　（略）

(三)　法第五条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による育児休業申出、法第九条の二（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による出生時育児休業申出及び法第十一条（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護休業申出に関する事項

イ・ロ　（略）

一の二　法第九条の五（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による出生時育児休業期間中の就業に関する事項

育児休業は船員の権利であって、その期間の労務提供義務を消滅させる制度であることから、育児休業中は就業しないことが原則であり、出生時育児休業期間中の就業については、事業主から船員に対して就業可能日等の申出を一方的に求めることや、船員の意に反するような取扱いがなされてはならないものであること。

二　法第十六条の二（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による子の看護等休暇及び法第十六条の五（法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による介護休暇に関する事項

(一)・(二)　（略）

(三)　法第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の規定により、労使協定の締結により国土交通省令で定める一日未満の単位での子の看護等休暇又は介護休暇の取得ができないこととなる業務の性質又は業務の実施体制に照らして、国土交通省令で定める一日未満の単位で取得することが困難と認められる業務とは、例えば、次に掲げるものが該当する場合があること。なお、次に掲げる業務は例示であり、これらの業務以外は困難と認められる業務に該当しないものではなく、また、これらの業務であれば困難と認められる業務に該当するものではないこと。

イ　業務の性質に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

短距離航路等に就航する船舶に従事し自宅から通勤可能な船員以外の船員

ロ　業務の実施体制に照らして、制度の対象とすることが困難と認められる業務

船員数が少ない事業所に雇用される船員であって、当該業務に従事しうる船員が少なく代替要員の確保が困難な船員

(四)　（略）

三　法第十九条及び第二十条（これらの規定を法第六十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による深夜業の制限に関する事項

(一)～(三)　（略）

三の二　（略）

(一)　育児休業に関する制度等の個別周知及び育児休業申出等に係る船員の意向を確認するための措置は、船員による育児休業申出等が円滑に行われるようにすることを目的とするものであることから、育児休業の取得を控えさせるような形での個別周知及び意向確認の措置の実施は、法第二十一条第一項の個別周知及び意向確認の措置の実施とは認められないものであること。

(二)・(三)　（略）